

第10章 ごみ処理の広域化に向けた整理事項

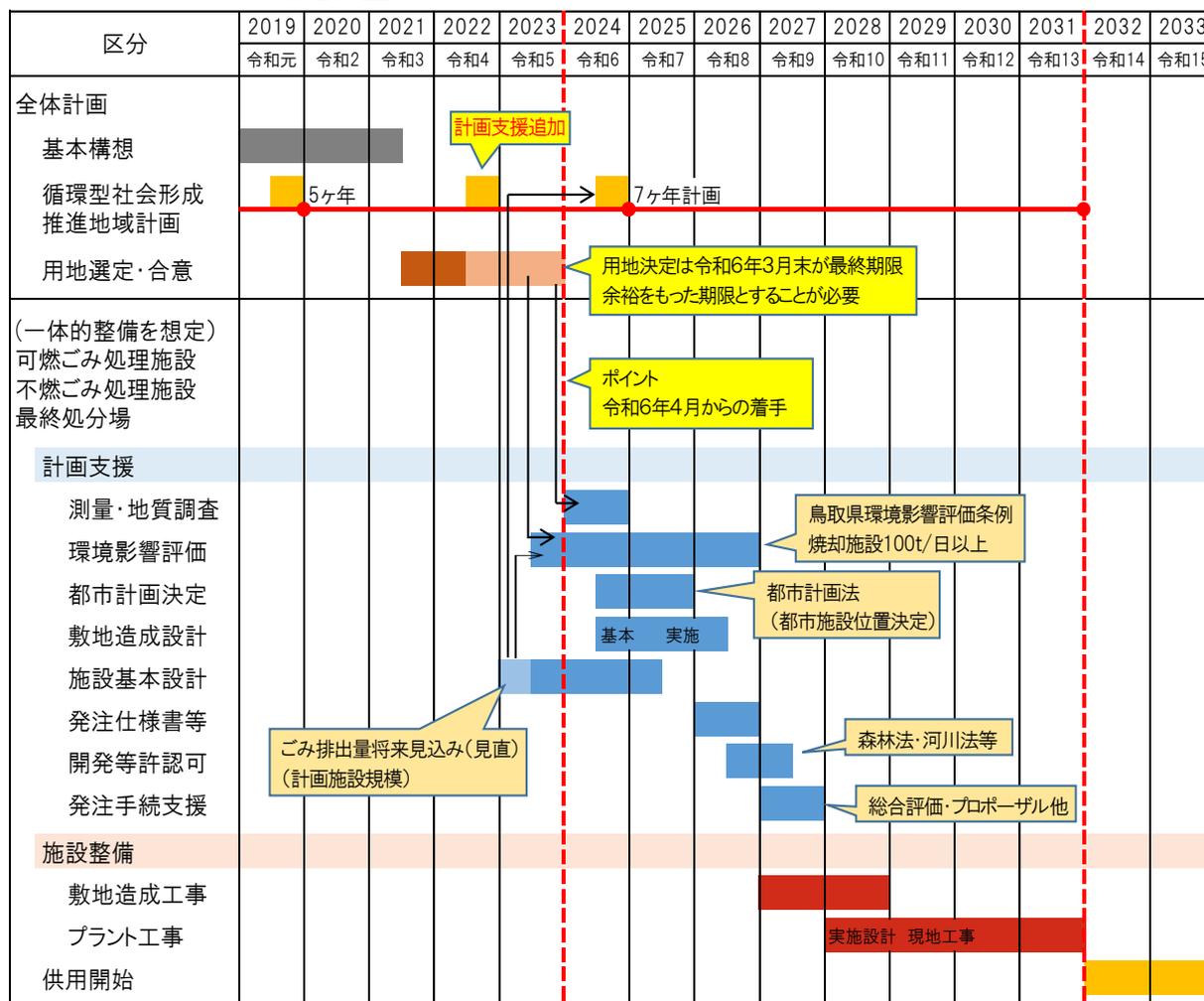
第1節 広域化施設整備スケジュール

西部圏域のごみ処理の広域化は、令和14（2032）年度の施設供用開始を目途に事業推進するものとする。

用地選定は、本基本構想策定後に着手する。用地決定は、その後の各種計画書の作成や敷地造成、建設工事（4年間で想定）を考慮し、令和5（2023）年度中の決定を目指す。

広域処理施設の詳細事項を定める施設基本設計は、令和5（2023）年度中に着手し、令和7年度中に策定する。また、建設用地の交渉状況を踏まえながら、令和5（2023）年度から環境影響評価に着手し、令和6（2024）年度から測量・地質調査、都市計画決定、発注手続等の事務に順次着手することで、敷地造成工事及び4年間の施設建設工事を経て、令和14（2032）年度当初の供用開始を目指す。

◆図表10-1-1 広域化施設整備スケジュール



- ※ 各施設を一体的に整備する場合のスケジュールとする。
- ※ 可燃ごみ処理施設の建設期間は、環境影響評価の期間を考慮し、4年程度を目安とする。
- ※ プラント工事の発注方式は、総合評価方式、プロポーザル方式、制限付一般競争入札(事後評価型)等が想定される。方式により契約までの期間に違いを生じるため、計画支援事業の早期着手なども検討しておくことが必要である。

第2節 既存施設の撤去費等

広域処理施設供用後は、西部圏域の現可燃ごみ処理施設は廃止し、解体撤去することが基本となる。解体撤去費については、解体作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策を講じる必要があり、小型施設においても1億円を超える費用を要すると想定される。

こうした施設の解体撤去費については、循環型社会形成推進交付金制度の活用も行われている。解体撤去後の跡地に交付金制度を活用し、ストックヤードや中継施設を施設整備する場合、解体撤去費（交付対象事業費）の1/3に交付金が充当され、残りの費用についても起債の充当や起債償還金に対する交付税算入といった財政措置が行われている。

ここで、過去の解体工事発注実績より求めた規模トンあたりの解体費を前提に、既存施設の解体費を試算すると、図表 10-2-1 に示すように、西部圏域全体で16億円程度が必要となる。この解体工事について、交付金制度が活用できれば負担軽減が可能となる。

◆図表 10-2-1 可燃ごみ処理施設の解体撤去費

市町村別	施設規模	解体工事費
米子市	270 t /日	641,164千円
境港市	60 t /日	280,351千円
大山町（中山清掃センター）	8 t /日	92,559千円
大山町（名和クリーンセンター）	7 t /日	86,005千円
伯耆町	10 t /日	104,645千円
日南町	10 t /日	104,645千円
日野町江府町日南町衛生施設組合	10 t /日	104,645千円
南部町・伯耆町清掃施設管理組合	24 t /日	169,370千円
合計		1,583,384千円

※ 平成 20(2008)年度以降の発注実績単価に基づく。

第3節 既存施設の廃止に伴う検討事項

西部圏域には、可燃ごみ処理又は不燃ごみ処理を単独で行う自治体と、一部事務組合を設置して共同処理を行う自治体がある。

一部事務組合においては、南部町・伯耆町清掃施設管理組合は可燃ごみ処理に特化しているが、日野町江府町日南町衛生施設組合は可燃ごみ処理及びし尿処理を事務分掌としている。

施設の集約化に伴い、各市町村、南部町・伯耆町清掃施設管理組合及び日野町江府町日南町衛生施設組合が行っている可燃ごみ処理施設及び不燃ごみ処理施設の運転管理業務は、基本的に廃止となる。そのため、広域化に向けて一部事務組合やごみ処理施設を有する市町村の職員等の移籍、委託業者への配慮（代替施設等）についての検討を今後行う必要がある。